

令和6年度豊橋市第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

2 計画の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、豊橋市内全域とする。

4 現状

（1）生息環境と土地の利用状況

イノシシの生息地の大部分は森林であるため、市内の森林の内訳を表1に示す。本市の地域森林計画対象森林面積は3,055haであり、新城市、浜松市と隣接する北東部地域、南部地域が主な森林地帯である。北東部地域は、果樹の栽培が盛んな地域であり、柿及び水稲に被害が発生している。南部地域は、山林をミカン園に転換した所が多く、ミカンにも被害が発生している。

ここ数年、住居地での出没情報もあり、今後、里山に隣接した平地にある農地や住宅への被害の拡大が懸念される。

表1 林種別森林（民有林）等面積

面積：ha 割合：%

計画区域	総数	立 木 地								竹 林		無 立 木 地	
		針葉樹		広葉樹		人工林		天然林					
豊橋市 民有林	3,055	2,652	86.8	317	10.4	2,219	72.6	749	24.5	19	0.6	68	2.2

（出典）「2022年度 愛知県林業統計書」（農林地盤局林務部林務課：令和5年）

注 ha未满是四捨五入した。内訳の計とは必ずしも一致しない

（2）生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のイノシシの分布域は、図1のとおり。豊橋市では、北東部地域の全ての区域と南部地域の一部にまで及んでおり、今後さらに分布域が拡大した場合、山間地に隣接する平地にまで被害が広がる可能性がある。

また、愛知県内の令和3年度末における生息数は12,614頭（中央値）である。ただし、この数値は平成30年度以降の豚熱による死亡の影響を反映でき

ていないため、注意が必要である。なお、豚熱の影響を受ける前の平成 29 年度の生息密度分布図によると、北東部及び南部地域全体に広がる分布図である。

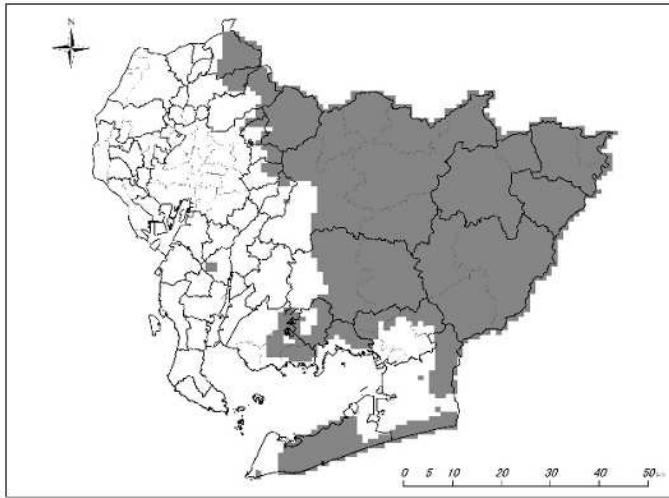


図1 愛知県における分布域 (R2 年度)

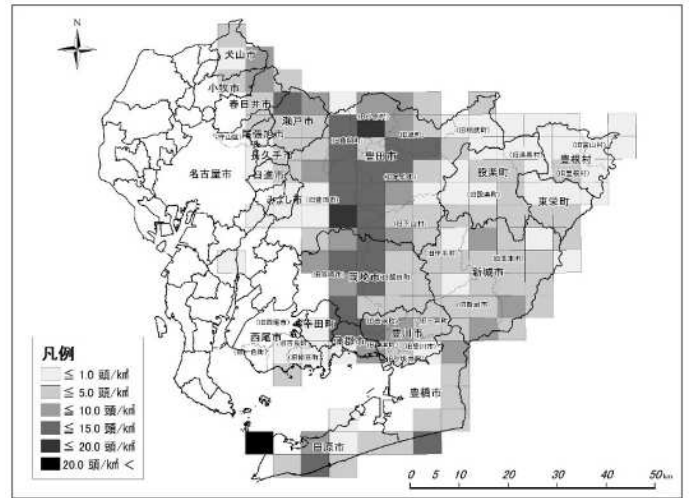


図2 愛知県におけるメッシュ別生息密度 (R3 年度)

(3) 被害の状況

表2 豊橋市における被害の状況

	R2 年度			R3 年度			R4 年度		
	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
豊橋市	10.29	13.16	2,895	10.28	13.04	2,838	2.38	13.693	2,979
計	10.29	13.16	2,895	10.28	13.04	2,838	2.38	13.693	2,979

豚熱ウイルスについては、市内の養豚場において感染事例はなく、野生イノシシについては令和2年10月を最後に感染イノシシは確認されていない。

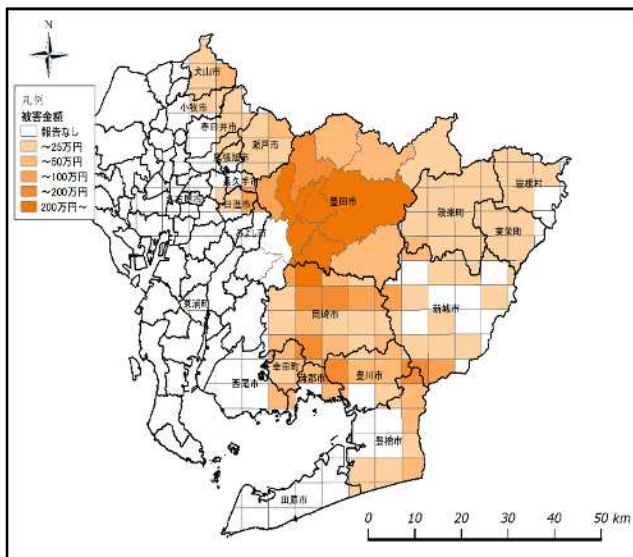


図3 愛知県における農業被害額 (R3 年度)

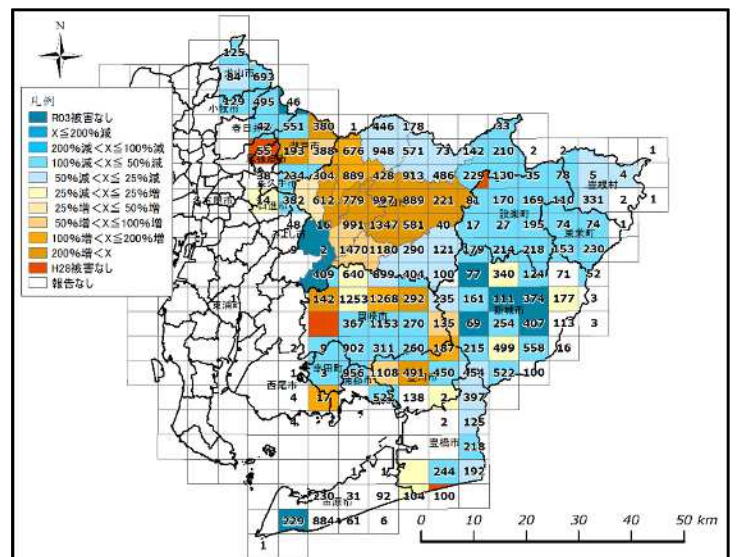


図4 愛知県における農業被害額の変化 (H28→R3 年度)

(4) 対策の実施状況と評価

ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和3年度の捕獲分布図は以下のとおり。

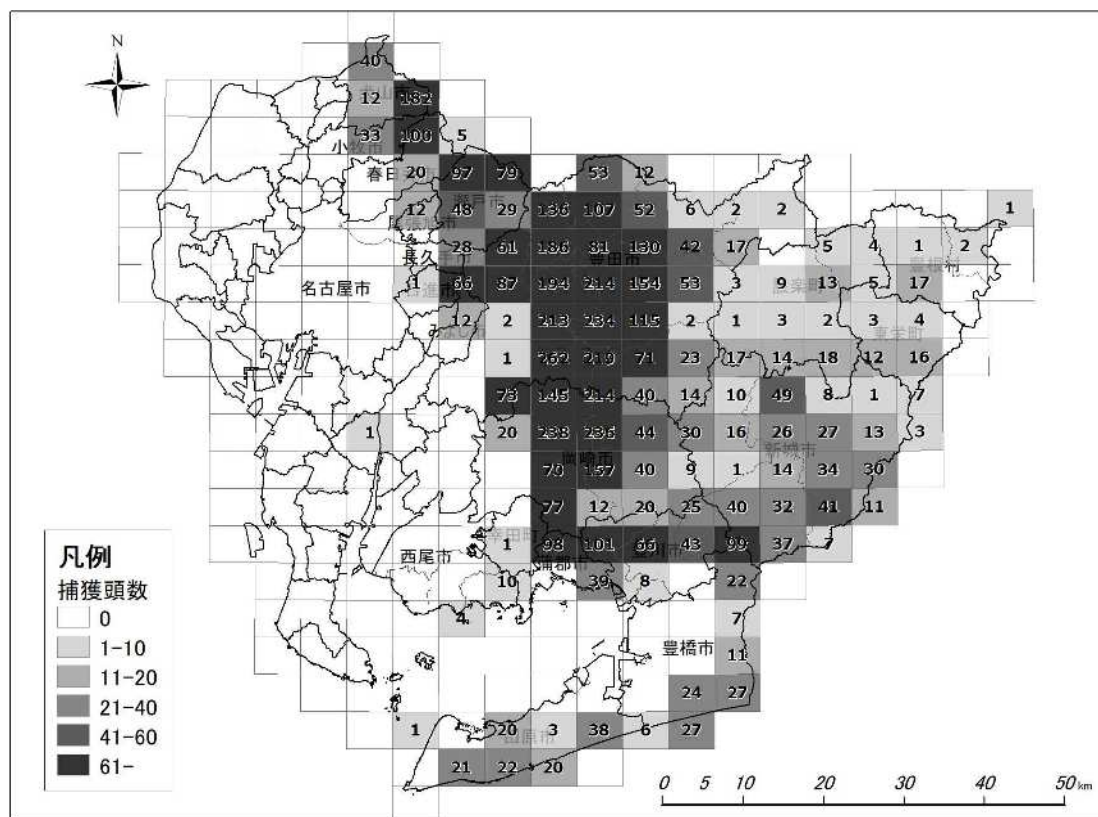


図5 愛知県における捕獲分布図 (R3年度)

市内の北東部地域及び南部地域を中心とした捕獲が進んでいる。豚熱の影響により生息数の減少に伴い捕獲数は減少したものの、令和4年度から捕獲数は増加傾向にあり、令和5年度は過去の捕獲実績を上回る見込みである。

表4 豊橋市における許可捕獲（個体数調整）の実施状況

単位：頭

			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)
豊橋市	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	0	0	0	0	0	15	30
		罾	210	250	220	160	112	183	270
	捕獲頭数 (成獣・幼獣別)	成	156	207	169	112	106	180	270
		幼	54	43	51	48	6	18	30

イ 被害防除に係る対策

市内北東部を中心に、地元自治会の要望に応じてワイヤーメッシュ柵を設置している。また、電気柵等を設置する費用の補助事業を実施している。

表5 豊橋市における防除対策の実施状況

単位：m

		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)
豊橋市	防護ネット	-	-	-	-	-	-	-
	防護柵	1,317	6,438	3,445	1,948	-	1,671	1,400
	電気柵	1,000	697	-	287	1,570	1,260	1,050
	その他	-	-	-	-	-	-	-

ウ 生息環境管理に係る対策

表6 豊橋市における生息環境管理対策の実施状況

単位：件

		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)
豊橋市	藪の刈り払い	-	-	-	-	-	-	-
	未収穫農作物の回収	-	-	-	-	-	-	-
	その他 (草刈り機の貸出)	-	11	21	22	19	18	20

5 評価

令和3年度までは豚熱の影響により生息数は減少し農業被害は減少していたものの、令和4年度以降は豚熱発生以前の生息状況に戻りつつあり、目撃情報や農業被害は増加傾向となった。引き続き高い捕獲圧をかけていく必要がある。

また、電気柵、ワイヤーメッシュ柵を設置した地区では設置後は農業被害が減少しているため、一定の効果はあると考えられる。

表7 豊橋市における被害動向と対策の評価

	被害動向	捕獲対策		被害防除対策			
		銃	罨	防護ネット	防護柵	電気柵	その他 (内容)
豊橋市	やや増加	○	◎	-	○	◎	-

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未回収農作物の回収	その他（草刈り機の貸出）
豊橋市	-	-	○

※ 評価は「◎＝非常に効果がある」「○＝効果がある」「△＝あまり効果がない」「×＝効果がない」の4段階で評価する。なお、対策を実施していない場合は「-」を記載する。

6 管理の目標

(1) エリア区分

愛知県では、イノシシの分布状況等を基に、対象区域の市町村を3種類のエリアに区分している。

豊橋市は、「管理エリア」に該当する。

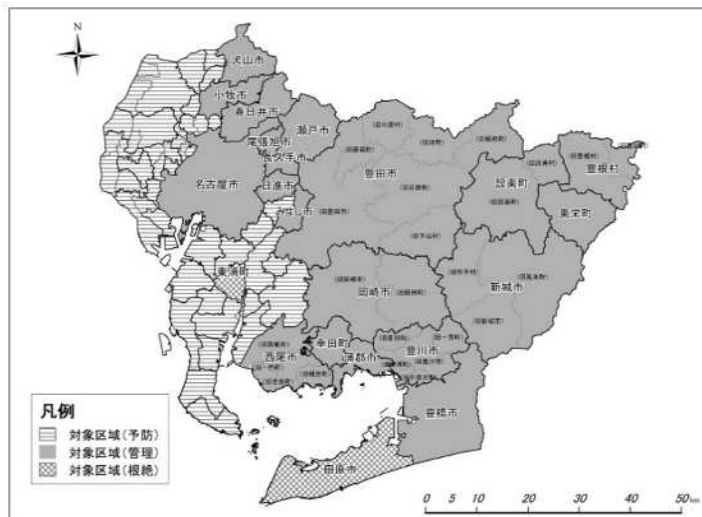


図6 対象区域及び類型区分

(2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

目 標	指 標
生息数の減少	- (生息数に係る情報収集を進める)
分布の拡大防止及び縮減	分布する市町村数 (22)
農業被害の未然防止又は減少	農業被害額、市町村被害防止計画の達成状況
豚熱による被害の防止	-

豊橋市は、管理エリアに該当し、当該エリアでは、農業等への被害防止を図るため、高い捕獲圧をかけ続けることにより、農業被害が発生しない程度の水準まで生息数の減少を図る。また、重点的な捕獲に加えて、防除対策、生息環境管理を地域ぐるみで実施することによって被害の未然防止又は減少を図る。管内に分布の最前線地域を含む場合は、当該地域での情報収集、捕獲等の対策を、重点的に実施するものとする。

(2) 目標を達成するための施策の基本的考え方

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を随時確認・評価しつつ、必要に応じて計画の変更等を行う。次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を行うものとする。

7 数の調整に関する事項

(1) 前提

愛知県では、実際の生息数が不明であることから、具体的な年度あたりの捕獲目安は示されていないものの、高い捕獲圧をかける必要があるとしており、豊橋市でもそのことを踏まえた目標数を設定する。

(2) 捕獲計画

現状の捕獲数に対して高い目標数ではあるが、捕獲従事者と情報を共有して罠を中心とした捕獲を実施していく。

表8 豊橋市における令和6年度の捕獲計画(案)

	捕獲手法別		合計
	銃	罠	
豊橋市	50	430	480

単位：頭

(3) 計画を達成するために実施する対策

捕獲に対する報奨金の交付や、新規で狩猟免許を取得する際の講習会費用の補助事業を実施する。

また、イノシシは性成熟が早く多産であるため、メスの成獣の捕獲を推進する。効率的な捕獲を進めるためには、複数の捕獲手法を組み合わせることで捕獲を強化するとともに、捕獲時期について検討する。

なお、農業被害を低減するためには、農地周辺で加害個体を含む群れごと、幼獣だけでなく成獣も捕獲する必要がある。群れごとの捕獲には、箱わなや愛知式囲いわなの活用が有効である。

8 被害防除対策に関する事項

(1) 実施計画

防護柵設置の要望がある地元自治会と連携し、防護柵を設置する。農家には電気柵等の設置の支援を行う。

表9 豊橋市における令和6年度の防除対策の実施計画(案)

	防除対策			
	防護ネット	防護柵	電気柵	その他
豊橋市	-	1,400	3,880	-

単位：m

(2) 計画を達成するために実施する対策

柵の効率的な設置方法・維持管理方法の指導を行う。また、農家が電気柵等を設置する費用の補助事業を実施する。

9 生息環境管理に関する事項

(1) 実施計画

農地及び集落周辺における耕作放棄地及び雑草等は、草地化してイノシシの餌場を提供するとともに農地等への侵入を誘引する要因となるため、土地管理者及び農家の適正な管理の指導や支援を実施する。

表 10 豊橋市における令和6年度の生息環境管理対策の実実施計画（案）

単位：件

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未収穫農作物の回収	その他 (草刈り機の貸出)
豊橋市	-	-	35

(2) 計画を達成するために実施する対策

耕作放棄地を解消するために、草刈り機の貸し出し事業等を実施する。

10 その他の管理のために必要な事項

(1) 実施計画の実施体制

ア 実施計画の作成

毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成する等、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。

(2) 市街地出没への対応

イノシシによる人身事故、交通事故等により住民の生活に支障を及ぼす事案は発生していないものの、イノシシの出没を抑制するための対応、出没した時の対応について検討する必要がある。

ア 出没を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせ実施する。また、地域住民に対しては、市街地出没を防止するための知識の普及啓発に努める。

イ 出没した時の対応

突発的な出没には、出没地点等の情報を収集し、必要に応じて地域住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動経路の遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体が出没する場合は、捕獲による除去を検討する。捕獲にあたっては、地元警察、市等により地域住民の安全を確保した上で実施する。また、出没に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出没に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出没が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

(3) 錯誤捕獲の防止に係る対応

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

また、イノシシのわな捕獲の場合、放獣時に人身被害の可能性があるカモシカが錯誤捕獲される可能性がある。特にカモシカが生息している地域においては、錯誤捕獲が起こらないよう、自動撮影カメラ等による事前調査を行い、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等に配慮する必要がある。また、県及び市はこれらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、狩猟者団体、警察と連携した連絡、対応体制を整備するものとする。

なお、イノシシの捕獲場所でニホンジカの生息数の減少を目的とした捕獲等の措置を講じている場合、錯誤捕獲されたニホンジカの放獣は適切ではないことから、ニホンジカが捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

ア 豚熱等の感染症への対策

豚熱については、依然として県内を含め各地で感染事例が報告されており、今後も生息密度の低減を目指した捕獲を継続する必要がある。また、捕獲の際は、捕獲個体や狩猟道具、車両等の移動により、他の地域に豚熱ウイルスを拡散させることがないよう、「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」等により、消毒等の防疫措置を徹底するよう、捕獲従事者に指導を行う。

また、人獣共通感染症にも十分に注意する必要がある。捕獲作業等によるイノシシの接触で注意すべき感染症として SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒体の感染症、解体作業を行った手を介する場合や加熱が不十分な肉を食することでの経口感染として、ブタ回虫、E型肝炎などがある。

これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

イ 安全対策に関する配慮

イノシシの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。特にくくりわなによる捕獲の場合は、捕獲個体の逆襲による人身被害が発生するおそれがあり、止め刺しの際は保定要補助具を使用する、複数人で作業する等、安全面に十分に配慮する必要がある。

については、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。

(5) ジビエの振興等活用策

イノシシの捕獲を進める上で、捕獲したイノシシを地域の食物資源として有効に活用していくことは、生きものの命を大切に活用するということが、さらには、貴重な未利用地域資源を活用した地域振興を図るために大変重要なことである。イノシシに関しては、県内で豚熱の感染が確認されてからは、ジビエへの活用が難しい状況ではあったが、今後は実証事業等を通して、将来的な消費拡大に繋がる取組を検討していく。

また、野生鳥獣の食肉利用においては、食中毒や感染症等の衛生上の懸念があることから、2014（平成26）年12月に定めた「愛知県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン（2023（令和5）年10月10日一部改正）」により、狩猟から処理、食肉としての販売、消費に至るまで、イノシシを含めた野生鳥獣肉に起因する衛生上の危害発生の防止を図っていく。